

## 感染症発生時における一般廃棄物収集運搬業務継続の協力に関する協定書

倉吉市（以下「甲」という。）と鳥取県中部清掃事業協同組合（以下「乙」という。）は、  
感染症発生時における一般廃棄物収集運搬業務継続の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町及び乙が策定した「新型コロナウイルス等感染症発生時における廃棄物処理事業継続計画」に基づき、甲が甲の地域の一般廃棄物収集運搬業務（以下「業務」という。）を委託する事業者（以下「委託業者」という。）が新型インフルエンザや新型コロナウイルス等（以下「感染症」という。）の感染により業務の継続が困難となった場合において一般廃棄物の収集運搬に関し、甲が乙に協力を要請するにあたっての必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、一般廃棄物収集運搬業務とは、甲が指定する場所にごみの種別毎に排出される一般廃棄物を甲が指定する場所へ収集及び運搬する業務をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、甲の委託業者が感染症に感染し、業務の継続が困難になった場合において、乙に対し、人員と車両及び資機材の派遣による業務の継続を要請するものとする。

2 甲は、乙に前項の要請をするにあたり、乙が派遣する組合員が受託する市町に対し協力を要請する旨を通知するものとする。

3 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

ただし、文書により難しい場合には、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知するものとする。

(1) 一般廃棄物を収集する箇所

(2) 一般廃棄物を種別毎に収集する日程

(3) その他必要な事項

(業務の実施)

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、乙の組合員の中から必要な人員、車両及び資機材を甲の指定する場所へ派遣し、甲が実施する業務に協力するものとする。

2 乙は、業務にあたり、乙が甲の地域に派遣する組合員などを定めた事業継続体制を、あらかじめ甲に文書により通知するものとする。

3 業務については、甲の指示に従い、乙の組合員が実施するものとする。

4 乙は、必要に応じて業務を実施する組合員の調整、甲と組合員との調整を行い、業務が円滑に実施されるよう協力するものとする。

5 乙は、業務を実施する組合員に対して、周囲の生活環境を損なわないように十分配慮することを留意するよう周知するものとする。

(情報の提供)

第5条 甲は、乙が派遣する組合員が業務により感染症に感染することのないよう業務を行う地域の状況等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、業務に関し、協力が可能な組合員の状況を甲に報告するものとする。

(実施の報告)

第6条 乙が甲の地域に派遣した組合員が実施した業務が終了したときは、次の各号に掲げる事項を甲に報告するものとする。

(1) 一般廃棄物を収集した箇所

(2) 一般廃棄物の種別毎の量

(3) その他必要な事項

(費用の負担)

第7条 業務に要する費用は甲が負担するものとし、甲が乙に協力を要請する直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

(災害補償)

第8条 第3条の要請に基づき乙が実施した業務に従事した者が、そのために負傷、疾病、障害または死亡した場合の損害補償については、乙の組合員の責任において、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他法令等により行うものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては環境課、乙においては鳥取県中部清掃事業協同組合事務局とする。

(協定書の有効期間)

第10条 この協定は、令和2年4月24日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ捺印の上各自 1 通を保有するものとする。

令和 2 年 4 月 2 4 日

甲 鳥取県倉吉市葵町 722 番地

倉吉市

倉吉市長 石田 耕太郎

乙 鳥取県倉吉市岡 20 番地 10

鳥取県中部清掃事業協同組合

代表理事 竹田 佳生